

No.	意見
1	<p>(要旨)</p> <p>①現在の著作権法は極度に権利者側へ寄りすぎておりバランスが崩壊している。利用者側にも配慮のある、バランスのとれた著作権法が必要である。</p> <p>②著作権法 119 条 3 項を直ちに削除して白紙撤回とし、改めて慎重に取り扱うべきである。</p> <p>(全文)</p> <p>①そもそも、現在の著作権法は全方面において権利者側に寄りすぎていて利用者側のことが全く考えられていない、極めて歪でバランスが崩壊したものである。</p> <p>このままではそもそもの著作権法第 1 条に定められている目的を達成することはできず、その状況は 2015 年となった現在でも全く是正される気配はなく、それどころか現在の著作権法および今後の改正の機運が今日の知的財産情勢から見て逆行してしまっている。</p> <p>著作権法は本来権利者側・利用者側双方から見てもバランスのとれたものであるべきである。権利者側、利用者側の双方どちらかにバランスが偏ってしまえば、知的財産法制はたちまち崩壊するであろう。</p> <p>今後著作権法を改正するに当たり、権利者側だけでなく利用者側の立場も強く考慮した改正をしていく必要があるのは今日の知的財産情勢から見ても明らかであろう。</p> <p>②2012 年 6 月の著作権法改正により追加され、同年 10 月から施行されている著作権法 119 条 3 項は、いわゆる「違法ダウンロード刑事罰化」として改正が取りざたされる前から様々な媒体で多くの波紋を呼んだことは今も記憶に新しい。</p> <p>しかし、同条文は権利者団体の執拗な要求によって問題点の検証が行われなまま崩壊的に著作権法へと追加されてしまった条文であり、そもそも同条文の存在自体が著作権法云々以前の問題である。</p> <p>その問題点も、突き詰めればインターネットの存在自体が著作権法 119 条 3 項違反ともいうべき程であり、例えば「YouTube で動画を見ても違法なのか？」という問いも、文化庁は「著作権法 47 条の 8 が適用されるため違法ではない」としたが、47 条の 8 には「(これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。)」という条文もあり、違法ではないと言い切れないのは明白だろう。</p> <p>また、日本の著作権法には利用者に対する「セーフハーバー条項」が存在せず、利用者側から見て何が違法で何がそうでないかを見分けることも不可能な中でインターネットを使用することで刑事罰に問われるリスクを負わなければならない、インターネットの使用に対する強力な萎縮効果が発生した。</p> <p>さらに、著作権法 119 条 3 項の存在により権利者団体に対する反発から逆に音楽などの「不買運動」に近い現象が現在に至るまで発生しており、同条文がむしろ音楽の売り上げなどに大きな悪影響を与えていることは明らかであろう。</p> <p>よって、著作権法 119 条 3 項は即刻削除して白紙撤回とするべきであり、改めて問題点の検証などを含めた慎重な取り扱いが必要である。</p>

No.	意見
2	<p>(要旨)</p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃を求める。何ら国民的コンセンサスを得ていない中での T P P 交渉参加、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>(全文)</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画 2014 を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害し</p>

ていることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。

例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。

(1) 「知的財産推進計画 2014」の記載事項について：

a) 環太平洋経済連携協定 (TPP) などの経済連携協定 (EPA) に関する取組について

第56ページにTPPなどの協定に関する取組の強化について書かれている。今までの各種のリーク文書からも、このような交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などについて外国から不当な圧力がかけられていることが想定される。下でそれぞれについても書くが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化や、被害者が不問に付することを希望しているときまで国家が主体的に処罰を行うことが不適切な、人格権の保護という色彩が極めて強い著作権の侵害の非親告罪化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

また、TPP交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われていることも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、このような国際交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきである。

b) 海賊版対策条約 (ACTA) について

第55ページに書かれているACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

c) アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直しについて

第45ページにアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて記載されている。このことについて文化庁の法制・基本問題小委員会及び知財本部の検証・評価・企画委員会において検討が進められている。ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、裁定制度の見直しや法解釈による対応に関する検討だけでは不十分である。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進すべきであり、著作権法の改正により、(a) 現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(b) 同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(c) 個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文中明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者

がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。なお、諸外国における動向について注視が必要なことも無論であり、政府が強く関与する形で実質オプトアウト方式で強力に絶版作品の電子化を図るフランスの20世紀の絶版作品電子化法や、孤児作品のみならず絶版作品の利用についても規定するドイツの孤児・絶版作品デジタル利用促進法なども参考にされてしかるべきである。

さらに、法制度上の問題ではないが、国会図書館が著作権切れの著作物について2次利用に関する許諾を原則不要としている通り、NHKによるものを含め国費又は国費相当の予算を用いた各種アーカイブにおいては、インターネットを通じ書誌事項だけではなく全コンテンツの提供を行うことを目標として資料の電子化を行うとともに、公開情報に著作権期間満了日を明示し、合わせて公開された著作権切れの著作物に関しては原則2次利用の許諾を不要とするべきである。そして、特に国会図書館及び国立公文書館のような文書中心のアーカイブに関しては一般ユーザーからの入力を通じたテキスト化システムの実装も検討してもらいたい。

d) 各知財法改正について

第15～16、19ページに書かれていた特許法や不正競争防止法の改正案が閣議決定されており、今国会で成立する可能性が高い。

これらの法改正はかなり大きな改正事項を含むものであり、施行前の周知と合わせて関連政令・ガイドライン等の検討にあたってはその審議過程及び改正理由をきちんと公開するとともに、一ヶ月以上の十分な期間を取ってパブコメを取るようしてもらいたい。

e) インターネット上の著作権侵害の抑止について

第55ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

f) 私的録音録画補償金問題について

第40～41ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後6年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはケケラもなく、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあるゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補

償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどここの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

g) クラウド型サービスのための環境整備について

第40ページに、クラウド型サービスのための環境整備について書かれている。ここで、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。

文化庁は、2015年2月の文化審議会著作権分科会・著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」において、クラウド型サービスのための法改正の必要性は認められないとしたが、この文化庁における検討は、主にロッカー型クラウドサービスに検討対象を矮小化した上で権利者団体側の意見を重視して法改正は不要としており、公正なものに全くなっていない。この報告書が不公正であることは、保存されるコンテンツを利用者が用意し、一人の利用者のみがロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能なプライベート・ユーザーアップロード型のロッカー型クラウドサービスについて、「基本的には、利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為は、私的使用目的の複製（第30条第1項）であると整理することができ、権利者の許諾を得ることは特段不要である」と基本的に合法であると整理しながら、この整理を「個々のサービスにおける利用行為主体の判断を含め、私的使用目的の複製と判断されるか否かについては、当該サービスに含まれる全ての機能及び提供態様等を全体としてみた上で、個別の事案ごとの事実認定に基づいて総合的に判断される」というただし書きで結局ケースバイケースで違法となり得ると骨抜きにしている点や、法改正の必要性に関する議論であるにもかかわらず、「メディア変換サービス」や「個人向け録画視聴サービス」等について、全て許諾を必要とするべきという結論を過去の判例のみから一方的に引き出している点などに顕著に表れている。しかし、本来ならば、クラウドサービス中で私的複製に該当し合法である利用範囲を可能な限り明確にし、政府として合法と考えられる利用範囲について周知を行いながら、さらに、「MYUTA」事件、「まねきTV」事件、「ロクラク」事件、「自炊代行業者」事件等の各種判決を通じて現在私的複製に該当せず違法とされている「メディア変換サービス」や「個人向け録画視聴サービス」等を含むほとんどあらゆるタイプのサービスについて、著作権法により不必要にかつ不当に制限されている部分、公正な利用として著作権者の許諾なく認められるべき部分を見極め、法改正によってその合法化を図ることこそなされるべきであったことである。この点で文化庁には相変わらず真摯な検討姿勢はあまり見られない。

ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、文化庁の関与を排除して速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

h) コンテンツに関する規制緩和について

第51～52ページに、外国におけるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけると書かれている。このようなことも無論重要であるが、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきである。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書くが、これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与え

かねないものである。一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している現状は片腹痛いといか言いようがない。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではない。政府・与党にあっては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始するべきである。

(2) クールジャパン提言記載事項について

a) 二次創作規制の緩和について

クールジャパン提言の第13ページに「クリエイティビティを阻害している規制についてヒアリングし規制緩和する。コンテンツの発展を阻害する二次創作規制、ストリートパフォーマンスに関する規制など、表現を限定する規制を見直す。」と記載されている通り、二次創作は日本の文化的創作の原動力の一つになっており、その推進のために現状の規制を緩和する必要がある。これは知的財産に関わる重要な提言であり、二次創作規制を緩和するという記載を知財計画2015においてもそのまま取り入れ、政府としてこのような規制の緩和を強力に推進することを重ねてきちんと示すべきである。

(3) その他の知財政策事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会などのロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されている。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知らながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>）の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を即刻削除するべきである。

b) 一般フェアユース条項の導入について

一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

2012年の法改正によって写り込み等に関する権利制限の個別規定が追加されたが、あった方がよいものとは言え、これは到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

権利を侵害するかしなないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処すべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

c) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山のように脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2015において間接侵害への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記してもらいたい。

d) 保護期間延長問題について

権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、継続検討するとしていること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2015では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。また今年、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れが強いが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

e) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通されたが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はされてはならない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正で導入されたDRM回避機器の提供等への刑事罰付与や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

f) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2015では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

g) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることが担保されなくてはならない。

アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案（SOPA）や知財保護強化法案（PIPA）が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、審議が止められたが、日本においても著作権団体が同様の著作権ブロッキング法の導入を求めてくる恐れがある。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとな

らざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

h) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2015において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

i) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするには至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきである。

j) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。)

(4) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り返す自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持が規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることはこの規制の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除すべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm> 参照)。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

そして、単純所持規制に相当し、上で書いた通り問題の大きい性的好奇心目的所持罪を含む児童ポルノの改正法案が国会で2014年6月18日に可決・成立し、同年6月25日に公布され、2015年7月15日の施行を待つ状態となっている。附帯決議等もあるものの、この法改正についてどのような運用がされるか、その影響がどうなるかは不明な点が多く、かなりの混乱を生むことも予想される。この問題の大きい性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項は即刻削除すべきであり、合わせ、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

さらに、性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項を削除するとともに、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような

	<p>規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。</p> <p>また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。</p> <p>c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について 東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法に反して行過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。</p> <p>これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義のプロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形で民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。</p>
--	--

No.	意見
3	<p>2014年11月14日の特許庁のお知らせで、第14回日中韓特許庁長官会合なるものを知ったが、従来から中国韓国に日本の特許を侵害されて泥沼訴訟に陥って、その間に結局市場を取られる結果になっている。どこまで特許庁はお人好しなんでしょうか？日本の利益にかなうことをしているとは思えない。安部総理はこの事実を知っているんでしょうか？</p>

No.	意見
4	<p>2015年知財推進計画において、知財人材育成および知財教育に関する記載および施策を盛り込むことを提案します。</p> <p>知財戦略を根底から支えるために、知財人材育成および知財教育推進の重要性は多くの方々賛同されると考えます。これに対応し、2008年度の推進計画までは「人材の育成と国民の意識の向上」として独立章を設定し、関係省庁の施策が記載されていました。しかし、2010年以降は、関連する記載がどんどん減少し、2013年以降は本文にも記載が無くなりました。「人材の育成と国民の意識の向上」はもう十分達成された課題なのでしょうか。</p> <p>今後のTPPでの知財関連の動向やコンテンツ等関連施策の推進を考慮すれば、従来以上に「人材の育成と国民の意識の向上」についての施策が必要になります。しかし、知財教育については、2010年の事業仕分けにより、特許庁の知財教育セミナー関連の事業が廃止されて以降、十分機能している</p>

	<p>とは言えません。小中高の学習指導要領に知財に関する記載は入ったものの、知財教育を支える教員研修の充実や推進は、以前より後退しています。例えば、著作権のみならず産業財産権等も扱う教科として、中学校技術・家庭科技術分野があります。学習指導要領での記載により、検定教科書でも知財に関する内容が増加してきました。しかし、産業財産権および知財全体に関する教員研修や教材、それを振興させる各種事業はほとんどありません。授業時間数もごくわずかです。この状況で、知財教育を具体化・実践化するのは困難であると考えます。同様に他教科でも十分と言えない現状です。</p> <p>以上のことから、知財推進計画において、知財人材育成および知財教育に関する記載として、下記5点の内容追加を提案します。</p> <p>(1) 「人材の育成と国民の意識の向上」について章を設定し、施策を具体的に記載する (2) 高等学校以上では専門高校での知財教育と普通科高校における教科「情報」の活用 (3) 義務教育段階では、上記中学校技術・家庭科技術分野や音楽、美術、国語など知財関連教科への施策の具体化 (4) 教員研修の充実、教材開発の支援、啓発活動につながる事業の推進 (5) 人材育成、知財教育に関する文部科学省と特許庁等、関連省庁間の連携強化 ご検討よろしくお願ひいたします。</p>
--	--

No.	意見
5	<p>TPPにも関連し極めて重大な意見募集と感じ、意見を送付させていただきます。</p> <p>まず、国民の人権と国益に重要な案件にも関わらず募集告知も十分でない上に期間が3週間という身近さが国民を馬鹿にしています。</p> <p>TPPの著作権非親告罪化に反対です。フェアユース制度も無い日本では創作活動が壊滅する事態しか予測出来ません。</p> <p>TPPの交渉内容全公開を日本政府から加盟各国に促すべきです。このような国益と国民の権利への重大な条約が密室交渉で進められるのが民主主義国家でしょうか。</p>

No.	意見
6	<p>《要旨》知的財産については反対いたします。</p> <p>《全文》知的財産については反対いたします。特に、著作権の非親告罪化については大反対いたします。これはクールジャパンを殺すことになりかねません。</p>

No.	意見
7	<p>《要旨》</p> <p>(1) 知財活用起点の知的創造サイクルモデルの推進 (2) 世界最高水準の先行技術文献の調査能力・分析能力の実現</p> <p>《全文》</p> <p>(1) 知財活用起点の知的創造サイクルモデルの推進 「知財活用」起点の知的創造サイクルモデルを推進すべきです。つまり、①「知財活用」→②「知財創造」→③「知財保護」→①「知財活用」のサイクルを回すべきです。詳しくは、①「知財価値活用・自他者知財探索」→②「知財価値創造・自者知財創作」→③「知財価値保護・自者知財活用」→①「知財価値活用・自他者知財探索」のサイクルです。</p> <p>これまで「知財創造」起点の知的創造サイクルモデルが10年以上推進されてきました。このモデルが形骸化し課題が顕在化しています。第1に、知財創造起点であるために、十分な自他者知財探索（自他者先行技術調査・分析・予測）ができていない知財が氾濫しても問題と感ぜない文化が形成されています。知財の創造が知財の価値の創造につながらない場合がでてきます。第2に、「知財保護」と「知財活用」とが上流・下流に分離していることより、権利化された特許権の放置が問題視されるようになった反面、活用のことを配慮しないままに保護一筋に直走することが散見されるようになってきます。保護段階が完了してから活用段階を考え始めるようでは知財の価値を引き出すことは困難です。第3に、このモデルに従うと知財マネジメントが、まず発明提案を多く集め、次に秘匿と特許出願等を峻別し費用・工数を投資し、最後に更に絞り込んで投資回収する形になります。費用・工数が嵩む工程が中段に配置され、創造と活用との距離が分断された形が意識に刷り込まれてしまっています。</p>

	<p>す。</p> <p>知財活用起点の知的創造サイクルモデルでは、活用の概念を拡張します。自者の知財の活用のみならず他者の知財の活用を起点とするものです。新規な知財創造が乏しくても知財活用（知を使う知の創造）でやれるビジネスは沢山あります。知財を保有することよりも、自他者の知財を探し目利きができることの方が重要な時代になっているかもしれません。また、知財のみならず知財マネジメント等も探し目利きをすることが重要です。知財・知財マネジメントの分析や予測について、特許庁のみならず日本国全ての各産学官が向上する環境を整えたいものです。高額なデータベースを利用できる裕福な企業だけでなく誰でも簡便に利用できる国でありたいものです。適切な目利きの上での得た知財創造がなされる品質の高い国造りになると考えます。知財保護についても概念を拡張し、知財保護と知財活用とを一体にすすめることにより、有用な知財への継続投資と不要な知財の棚卸しとが適時なされるようにします。このモデルに従うと知財マネジメントが、まず自他者知財を十分に調査・分析・予測し、次に目利きに基づいた要の知財を創出し、最後に特許出願等の投資と活用がなされる形になります。費用・工数が嵩む工程が最終段に配置され、主役の知財創造が中段に配置され、高い投資効率を得やすくなります。知財提案促進に偏り過ぎた知財活動指標の体質に、自他者知財探索・分析・予測促進等の視点を追加したいと考えます。</p> <p>(2) 世界最高水準の先行技術文献の調査能力・分析能力の実現</p> <p>知的財産の活用・創出・保護が産業の発達に寄与するグローバル社会の実現に対し日本国のリーダーシップが期待されています。日本国における質の高い特許の審査が実現されてグローバルに配信される必要があります。これらを実現するためには、世界1の先行技術文献の調査力・分析力を得ることが必要です。世界1の先行技術文献の調査能力・分析能力と、世界1の特許の審査能力とにより世界1の目利きが可能になります。</p> <p>現在の日本国の先行技術文献の調査能力・分析能力は十分なものではありません。日本国の特許審査で特許査定となった発明が海外のファミリー特許審査で拒絶査定となることが珍しくありません。日本国の特許審査の引用文献と海外の特許審査の引用文献とが異なることが主原因と思われます。日本国の特許審査の引用文献のほとんどが日本文献のみであることが問題です。日本国の特許審査の引用文献において、海外文献を一層積極的に活用すべきです。引用文献数を増やすことは必ずしも好適ではありませんが、参考文献に欧米特許庁の引用文献相当の海外技術文献が並べられることが望ましいです。米国特許のように非特許文献も多用すべきです。海外のファミリー特許審査で未知の引用文例がでてこないような状況であれば日本特許での査定の安定性は高まります。INPITの研修資料で日本文献の調査方法が紹介されていますが、海外文献の調査方法が紹介されていないことにも問題があります。調査スキームを構築・醸成し、調査能力・分析能力・予測能力の底上げをはかっていくことが必要です。ICTだけでなく人財の育成が必要です。</p>
--	---

No.	意見
8	<p>大学において、大学生向け及び小・中・高校生向けの知財教育のあり方を研究・推進している者です。</p> <p>かつて産業財産権標準テキストが学校に無償で配布されていましたが、事業仕分けにより廃止されました。このこと事態も議論の余地がありますが、副次的な問題として、知財教育を経済産業省（特許庁）が文部科学省（文化庁）のどちらが推進するのがさらに曖昧になったことが挙げられます。経済産業省関係では知財「教育」という用語を避け、知財「学習」などと言い換えて文部科学省の事業と分けしようとしています。このように、用語の分けをし、事業を分けて行おうというのではなく、連携して行うことが重要と考えます。例えば消費者教育については「消費者教育の推進に関する法」を制定し、消費者庁と文部科学省が連携して活動を進めています。知財教育に関しましても省庁連携のありようも含め「知財教育の推進に関する法」といったものを制定すると省庁間の連携が進み、知財教育が進むと考えます。</p> <p>隣国の韓国を見ますと、韓国教育部の管轄する公立の小中学校の校舎の1角に韓国特許庁の管轄する発明教室が設けられ、両者が協力して事業を進めています。また韓国の教育系大学・学部では小学校教員を養成するところでも大学院修士課程の中に発明教育専攻を設けているところが複数あります。知財教育の推進に大きな違いがあることが明白です。現状のままでは日本が科学技術立国を標榜し続けるのは危うく、早期の対策が求められていると考えます。</p>

No.	意見
9	<p>現在、TPP で話題になっております「著作権の保護期間延長」と、「著作権侵害の非親告罪化」ですが、これは絶対に止めるべきです。</p> <p>クリエイターの方々にも、「創作の発展を妨げる」と反対する声が多数あります。</p> <p>保護期間延長がされると、青空文庫など、過去のよい作品を広く公開しようという活動を妨げ、いわば「死蔵作品」を増やすこととなります。</p> <p>また、著作権侵害については、「コンテンツ類が子供達のお小遣いで買えるような社会環境が整うまでは、海賊版は必要悪」という考え方もあります。</p> <p>まさにその通りで、日本のコンテンツ類が、世界に浸透したのは、アメリカほど著作権侵害に神経質ではなく、子供達が安価に楽しむことができたからです。</p> <p>著作権侵害対策は、悪質な利益目的の海賊版の取り締まりに注力すべきです。</p>
10	<p>《全文》</p> <p>コンテンツの海外展開について</p> <p>著作権の権利関係の整理など事務的な部分の利便性を向上させることは必要であろうが、海外で売り出すことを重視するあまり、グローバルの名のもとにすべて海外基準に合わせたコンテンツを作成することは逆に日本独自の魅力を失わせるおそれがある。必要最低限のローカライズは必要であろうが、自国に似たようなものがあるのならなにも手間暇かけて日本のものを得る意味はなくなるのではないか。</p> <p>クリエイターの育成について</p> <p>現場の末端のクリエイターの労働環境の改善に力を入れることを望む。使い捨ての労働環境はあらゆる業界を先細らせ、競争力を低下させる。</p> <p>その他、知財全般について</p> <p>現時点で環太平洋経済連携協定（TPP）交渉が山場であると伝えられているが、その中の知財関係については著作権の大幅な延長、法廷賠償金の導入、非親告罪化など極めて憂慮せざるを得ない情報が聞こえている。特に著作権の非親告罪化については日本の小説・漫画・アニメ文化や慣習に鑑みても極めて問題である。現状、日本の著作権は非常に厳しく誰もが知らずに軽微な違反をせざるを得ない状態であり、それを著作権者のみが親告罪としてコントロールすることでバランスがとられている。非親告罪化はデッドコピーやような著作者・権利者に損害のみをあたえる悪質な海賊版に限るべきであり、パロディ・オマージュなどは非親告罪の範囲に含むべきではない。そうでなければ無関係な（時には悪意のある）第三者の通報によってファン層が潰され、市場が縮小するだけの結果になることは明白である。</p> <p>知的財産の発展と推進について、これらのことは非常に重要であると考えます。</p>
11	<p>2015年知財推進計画において、知財人材育成および知財教育に関する記載およびその施策の充実を提案させていただきます。</p> <p>従来、知的財に関する人材育成は、専門家養成に注目され、知的財産に関する意識は特別な人のための、特別な知識として扱われてきました。</p> <p>しかし、2002年、急落した国際競争力の強化のために、政府は『知財立国戦略』を打ち出し、『知的財産基本法』が制定され、知財活用を提唱しました。</p> <p>その後、2004年以降、内閣官房知的財産戦略会議から『知的財産推進計画』が毎年各省庁に示され、特に知財人材の育成や系統的な知財教育の取組みが文部科学省に促されてきました。</p> <p>そこには、知的財産は国民の意識向上を目指し、国民一人ひとりが持ち得る意識として位置づけられました。</p> <p>しかし、2010年以降は、関連する記載が減少し、2013年以降は本文にも記載が無くなりました。</p> <p>「人材の育成と国民の意識の向上」はまだ開発途中であると考えます。</p> <p>その根拠として、学習指導要領における知的財産及び知的財産周辺に関わる内容が記述され、それに連動し、検定教科における知的財産に関わる記述が増えています。</p> <p>教育での知的財産の重要性が明確になっておりますので、早い段階からの知財マインドの習得は、広</p>

	<p>い意味で国民として持ち得る知識として教育業界では扱っていると考えます。 メディア等の報道からも、知的財産に関するニュースを取り上げる機会は増え、社会常識としての知的財産の知識の習得はニーズとしてあると考えます。 本学で実施している知財財産に関する学習レディス調査では、すでに約 80%以上の学生が知的財産の学習を過去に受けて、さらに学生の興味関心も高いだけでなく、知財知識が必要であると 70%以上の学生が答えております。 また、授業終了後、約 80%以上の学生が義務教育等での実施を必要だと答えています。(2013 年、2014 年度の調査結果より) 国民一人ひとりの意識は高まりつつあると考えます。 しかしながら、専門家や教育実施者の国民知としての位置づけはまだまだ開発途中にあります。</p> <p>以上のことから、知財推進計画において、知財人材育成および知財教育に関する記載として、下記 6 点の内容追加を提案をさせていただきます。</p> <p>(1) 「人材の育成と国民の意識の向上」について章を設定し、施策を具体的に記載すること (2) 初等教育では、知的財産の創造を中心とし、科目横断的に知財関連教科への施策の具体化 (3) 前期中等教育では、知的財産の保護を中心とし、各教科の特性を生かした知財関連教科への施策の具体化 (4) 後期中等教育では、知的財産の保護と活用を中心とし、普通教科「情報」や新設教科などを活用しての知財教育の充実 (5) 高等教育では、それぞれの学年や専門分野を生かし、知的財産の創造、保護、活用の観点からカリキュラム体制の強化 (6) 教員研修の充実、教材開発の支援、啓発活動につながる事業の推進特にデジタル教科書等の教育の ICT 化に対応した著作権を中心とした教員研修の充実とリーガルマインドの育成のための研修教材の充実 (7) 人材育成、知財教育に関する文部科学省と特許庁等、関連省庁間の連携強化</p>
--	--

<p>12</p>	<p>わが国では、文部科学省によって告示された中学校と高等学校の新しい学習指導要領で知的財産の記述がなされ、知財教育の新しい 1 歩を踏み出す時期です。具体的には、高校では、公民科や理科などの普通科（共通教科）での知財教育の推進、大学学部前期教育での知財教育の位置づけと、高大連携などがあげられます。</p> <p>近年は、INPIT による開発事業を始め、日本知財学会による知財教育研究の進展など、知財教育は着実に進展しつつあるなかで、今後は、それを取り巻く教育研究の環境整備を図っていく必要があります。第 1 に、まず、「知財教育」の現状の整理、認識の共有現在の知財教育は、実践報告の段階であり、これからは、その実践を対象とした、教育研究の段階のものを増やす必要があるのではないのでしょうか。第 2 として、そこで課題となるのが「知財教育研究とは何か」という根本的な疑問に十分に答えうるのか、という究極的な課題です。それは、さまざまな知財教育の取り組みが考え出され実践されるなかで、それらが、果たして「知財教育的」になされているかという教育の質も問題です。</p> <p>『人材育成』と『教育』の関係を改めてよく考え直す必要があるかもしれません。第 3 には、それらプロセスを経て「知財教育研究」を学術研究として明確な位置づけを行うことが重要になってきます。論文の質量双方の増加を図っていく方策も必要です。</p> <p>さらに、近年、中国や韓国との知財人材育成・知財教育についての交流が動き出しましたが、両国とも、まだ知財教育研究という領域は存在しないようです。従って、日本で知財教育研究をリードしていく立場にあると言えます。</p> <p>こうして、わが国は、知財教育研究を確固たるものにし、アジアのなかの知財教育のリーダーとしての存在感をアピールする政策展開が求められます。</p>
-----------	--

<p>13</p>	<p>高等専門学校の学生さんたちに、〈日本が今後もグローバル化の進展する国際社会において技術立国の地位を保つには、特許等の取得を意識した技術開発を目指すことが、エンジニアになろうとする人々に求められています。だからこそ、最新の科学技術のみならず、知的財産権関連法についての理解を深め、特許明細書の書き方や特許検索実習等を通して、特許を中心とした知的財産権に関する実務的な知識を身に付ける必要があります。〉ということ、授業を通して伝えてきて、かなりの年月</p>
-----------	--

が経ちました。そして、知財に関わる複数の組織や知財教育に積極的な各界の先生方の御協力をいただきながら今日に至っています。

国内の知財教育についての現状を、ある程度把握できる環境ある者として、知財教育の必要性に関するコメントを述べさせていただきます。

①学校教育における、児童・生徒・学生に対する知財教育の充実

少子高齢化が進む中、次代を担う世代に、強く生きるための力を備えてもらうために、知財教育は有効であると考えています。

特許庁や NPIT 等の支援により、専門高校や高等専門学校における知財教育は進んできていると思いますが、普通科高校での知財教育は、国内全体で進捗状況が芳しくありません。

②学校で知財教育を行う教員に対する研修

新学習指導要領には知財教育が盛り込まれてはいますが、教育現場で、実際に知財を指導できる教員は、まだまだ少ないようです。学校現場における知財教育の充実のためには、大学の教員養成課程に知財を学べる科目を、必修で設定する必要があると考えています。また、現職教員に対する知財教育を実施するための研修も必要です。

②生涯学習における知的財産権教育の位置づけ

現在、社会で活躍している大部分の人々は、学校教育において知財に関わる本格的な教育を受ける機会に恵まれてきませんでした。だから、知識の無いままに、著作権や特許権を侵害している例が後を絶たないのは周知のとおりです。

市町村の自治体レベルでも、各町内会やカルチャ - センターでも良いので、特許や著作権について気軽に学べる機会を用意していただきたいと思います。

日本弁理士会のような専門家のみなさんに御協力いただいて、市民レベルで気軽に、知財を学べる機会を作っただけであれば、個人による罪の意識のほとんど無い複製等の知財侵害が減るようになると思います。